



発行 東京都

目次 18

○包括外部監査の結果に基づき知事が講じた措置の公表………（東京都監査委員）…一

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、東京都知事から通知があったので、通知内容を次のとおり公表する。

平成27年3月26日

- 東京都監査委員 山田忠昭
東京都監査委員 上野和彦
東京都監査委員 友渕宗治
東京都監査委員 筆谷金子
東京都監査委員 金子勇

平成24年度包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

Table with 6 columns: テーマ, 監査対象(所管局等), 指摘等数, 措置状況 (改善済, 改善中一部改善済, 未措置). Rows include '高齢者福祉に関する事業の管理及び財務事務の執行について', '地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの経営管理について', '公益財団法人東京都福祉保健財団の経営管理について', and a total row.

平成24年度包括外部監査 高齢者福祉に関する事業の管理及び財務事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-1 (29)	介護・福祉施設整備の拡充の必要性について	平成24年4月1日現在、介護・福祉施設は特別養護老人ホームなど1,705施設整備されており、施設定員数は約10.5万人である。 都は、平成26年度末の特別養護老人ホーム必要入所定員総数、約46千人分の確保に努めるとしており、入所優先度最優先者が早期に入所できるよう、区市町村等への働き掛けを強化するなど、必要入所定員総数の確保に向け、引き続き取り組まれない。	1 平成26年度予算・施策の概要 ・特別養護老人ホーム整備の補助単価の改定（ユニット型の場合430万円から500万円へ増額）（充実） ・整備の進んでいない地域については補助額を最大1.5倍に加算（継続） ・定期借地権の一時金に対する補助への加算（継続） ・地価が高い地域については、木利用都有地の減額貸付けを最大90%まで拡大（充実） 2 施策等のPR 区市町村・事業者等を対象とした整備費補助の説明会を毎年開催する。直近では平成26年3月に実施した。 3 今後の対応 平成26年3月末で、特別養護老人ホーム定員数をしゅん工ベースで41,340人分確保したところである。引き続き、平成26年度末の必要入所定員総数45,516人分を確保できるよう取り組んでいく。	改善済
意見	1-2 (31)	中堅所得者向け住まいの拡充の必要性について	今後、増加が見込まれる中堅所得者層（厚生年金受給者等）で要介護度が高くない高齢者に対応した住まいの拡充が必要であると考える。 この対応策としては、バリアフリー構造等を有し、安否確認サービス、緊急時対応サービスなどが提供されるケア付きすまいや高齢の単身者が共同で住む住宅等の「新たなすまい」の更なる拡充が考えられる。	平成25年度から、医療、介護サービスの事業所と連携してサービス付き高齢者向け住宅を供給する事業者に対し、国と同額を加算して整備費補助を行うなど、供給の促進を図っている。こうした取組により、高齢者住まい法に基づく、サービス付き高齢者向け住宅の登録数は、平成26年度12月末には8,995戸となった。 平成25年度の空き家活用モデル事業において、高齢者の共同居住用の改修工事1件（5戸のグループリビング）に対し、補助を行うとともに、平成26年度も引き続き実施している。	改善済

平成24年度包括外部監査 高齢者福祉に関する事業の管理及び財務事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-3 (32)	介護・福祉サービスの更なる拡充の必要性について	高齢者世帯の世帯構成の変化と低所得世帯に対する多様なニーズの出現が予測される。 このような状況に対応するため、都は、在宅をサポートする在宅支援サービスの拠点づくり（ハード面）と実施範囲（ソフト面）の拡充を行う必要があると考える。この拡充を行うに当たっては、あらゆる所得階層に対応して、施設サービス・地域密着型サービス及び在宅サービスのバランスを勘案することが求められる。 この対応策としては、在宅支援機能及び生活支援機能として、既存の住宅等に高齢者福祉サービス機能を付加、地域でのサポート拠点の整備・拡充、人材の育成、シルバー交番等の整備等、高齢者見守りサービスの更なる拡充を図ることが考えられる。	都は単独型ショートステイや小規模多機能型居宅介護について、独自の支援策を講じて設置促進を進め、平成26年12月1日現在でショートステイについては、定員7,074人分を確保し、小規模多機能型居宅介護については、161施設を確保した。 シルバー交番については、平成26年7月1日現在で52か所設置済みであり、更に平成26年度中に2か所追加で設置する予定である。 また、住民が高齢者を日常的に見守る「見守りサポーター」の養成については、平成25年度にカリキュラムを作成し、サポーター養成研修の講師役となる区市町村職員や地域包括支援センター職員等を対象とした研修を実施した。このカリキュラム、講師等を活用して、区市町村が地域住民を対象に「見守りサポーター養成研修」を実施し、平成26年7月1日現在で17区市町村で研修を行っている。	改善済
意見	1-4 (34)	学校施設等の活用について	高齢者福祉ニーズの急激な増加に対応するためには、都や区市町村が保有している様々な既存ストック等を活用し、介護施設を整備することが有効である。都や区市町村が保有する老朽化した既存ストックや、公共施設建替え後の創出用地を積極的に有効活用し、介護施設及びサービス拠点を効率的に整備し総量を増やしてサービス提供を行うことが望ましい。 小中学校校舎や公共施設建替え等により生じる創出用地等、既存ストックなどをより積極的に活用し、介護施設や高齢者が地域において生活を継続するための生活支援等のサービス拠点施設への転換を図られたい。	これまでも、学校用地や都営住宅跡地を活用して、介護施設整備を進めてきた。 今後、都営住宅跡地に特別養護老人ホーム等を整備する事例（足立区花畑。平成26年8月以降貸付開始）等も予定されている。 また、学校跡地を活用した特別養護老人ホームは、平成25年度に3か所、平成26年度に1か所（江東区大島）開設済み、平成27年度に2か所開設予定である。 引き続き、公共施設建替えによる創出用地等を積極的に活用し、介護施設等の整備を図っていく。	改善済

平成24年度包括外部監査 高齢者福祉に関する事業の管理及び財務事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-5 (36)	都営住宅の活用について	<p>今後の都営住宅の維持・更新コストについてみると、約12万戸の住宅の建て替え費用のみならず、比較的新しい建物の修繕や大規模改修、バリアフリー化の費用等を含めると相当程度のコストが予測される。将来に新たなストックの山を残さないよう、財政負担に配慮しつつ、ストックの中長期的な維持・更新を計画的に行い、高齢者も含めた居住者の生活の安定に寄与されたい。</p> <p>今後の急速な高齢化の状況を考慮すると、都営住宅を適切に維持するとともに、福祉保健局と都市整備局がこれまで以上に連携し、地域のニーズを把握しながら、都営住宅の建て替えに際して高齢者福祉施設の併設を図られたい。</p>	<p>1 既存ストックの維持更新 都営住宅の建て替えについては、平成25年度は、3,602戸に着手し、平成26年度は3,800戸を目標として進行管理している。 今後、年間4,000戸に向けて建替戸数の拡大を図っていく。</p> <p>2 高齢者福祉施設の整備 平成25年度に福祉保健局と連携し、花畑四丁目アパート（旧花畑第2アパート）の建替事業により創出された用地において、高齢者福祉施設の整備を行っている。 また、福祉インフラ整備の課題を解決するため、都用地を初めとする土地の活用方策を、関係局と検討し、平成26年7月31日に福祉インフラ整備促進のための土地活用方策を発表した。 これを受けて、都営住宅の建替事業で用地を創出し、地元区市町や福祉保健局と連携しながら、高齢者福祉施設の整備が一層促進されるよう、引き続き取り組んでいく。</p>	改善済
意見	1-6 (37)	事業用地創出の観点からの都営住宅の建て替えについて	<p>都では、土地の有効利用を一層重視して都営住宅の建て替えを行っている。 今後、建て替えによって創出された用地に、地元区市町と連携して、高齢者福祉施設等、都営住宅が立地する地域の特性やニーズに応じた施設や機能を導入していくことが可能であると考えられる。 都営住宅は順次建て替えが進められているが、事業用地創出の観点も踏まえて建て替えを進められたい。</p>	<p>福祉インフラ整備の課題を解決するため、都用地を初めとする土地の活用方策を関係局と検討し、平成26年7月31日に福祉インフラ整備促進のための土地活用方策を発表した。 同方策等も踏まえ、都営住宅の建替事業に当たって今後とも用地の創出に努め、福祉インフラ整備に活用するとともに、地域特性に応じた道路・公園の整備促進、防災力の強化、その他の都の施策の実現にも活用されるよう取り組んでいく。</p>	改善済

平成24年度包括外部監査 高齢者福祉に関する事業の管理及び財務事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-7 (40)	区市町村との一層の連携の必要性について	<p>都と区市町村は、計画策定においては情報を共有し、連携して取り組んでいるが、その計画を実施する段階において、圏域内の在宅・居住系・施設の各サービスのバランスを考慮し、広域的な観点からの施策検討を一層進めていくことが求められる。 今後、急速な高齢化やそれに伴う歳出の増大が想定される中、限られた予算を効率的に活用して、高齢者福祉施策を展開し、都の目指す「東京都高齢者保健福祉計画」の実現を図る必要があると考える。 都は、更に調整機能を発揮して、区市町村と一層の連携を図り、都全体として効率的な高齢者福祉施策を展開されたい。</p>	<p>区市町村との一層の連携については、以下のとおりである。</p> <p>1 区市町村に対し包括補助等による支援を行う。</p> <p>2 在宅療養・地域包括ケアの推進に係る区市町村連絡会を平成27年1月30日に開催した。</p> <p>3 平成27年度介護保険制度改正の区市町村への説明を平成26年5月・8月に実施した。</p> <p>4 区の担当課長会における介護保険制度改正の説明を平成26年8月に実施した。</p>	改善済

平成24年度包括外部監査 高齢者福祉に関する事業の管理及び財務事務の執行について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-8(41)	介護・福祉施設の維持・更新コストの把握の必要性について	<p>今後の介護・福祉施設の維持・更新コストを的確に把握する必要があるが、都においてこれらの試算等は実施されておらず、民間事業者においても介護・福祉施設のアセットマネジメント(今ある資源・資産を最大限有効活用して、コスト削減と公共サービスの維持・向上の両立を図ること)が十分に行われているとは言えない。</p> <p>都は、都、区市町村及び民間が保有する既存ストックについて有効かつ効果的に維持・更新されているかどうかを把握することが望ましい。</p> <p>現有する介護・福祉施設について、区市町村や民間事業者との役割分担を踏まえながら、中長期的なアセットマネジメントが行われる環境を整備することが必要であると考え。</p>	<p>都内の特別養護老人ホームのうち、開設から30年以上経過している施設は70施設であり、そのうち、平成26年2月1日時点の未改築施設は42施設である。</p> <p>平成26年度に、都内の建替えを希望する特別養護老人ホーム及び障害者支援施設のうち、敷地内での建替えや適地への移転が困難な施設の建替えを支援するための検討を開始している。その検討も踏まえ、総合的に中長期的なアセットマネジメントが円滑に行われるよう、更新経費の把握と都の施策の在り方を引き続き検討していく。</p>	改善済

平成24年度包括外部監査 高齢者福祉に関する事業の管理及び財務事務の執行について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-9(47)	重点的緊急整備地域の上乗せの基準となる整備率の算出根拠について	<p>都は、整備率の低い地域(整備率0.23%未満)を重点的緊急整備地域として指定し、補助額を1.5倍に加算して、整備を促進しているが、現在使用している補助の上乗せの基準は平成17年度に算出したものである。</p> <p>地域の社会資源等、認知症の高齢者を取り巻く状況の変化を踏まえ、見直しを検討されたい。</p>	<p>認知症高齢者グループホームのより一層の整備促進に向け、平成26年度予算要求において整備率の見直しを行った。その際、各区市町村の整備状況、都内整備率の平均値等を勘案し、0.23%未満から0.29%未満へと整備率を引き上げるにより、重点的緊急整備対象地域の拡大を実施した。</p>	改善済
意見	1-10(51)	オーナー型補助による認知症高齢者グループホーム整備促進について	<p>都は、東京都高齢者保健福祉計画及び「『2020年の東京』への実行プログラム2012.において、平成26年度末までに10,000人分の認知症高齢者グループホームの整備を目指している。</p> <p>今後もオーナー型補助の一層の活用を図るなど認知症高齢者グループホームの整備促進を着実に図られたい。</p>	<p>区市町村、事業者、土地所有者に対する説明会を実施し、制度の周知を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 都主催「認知症高齢者グループホーム整備事業区市町村説明会」(平成25年5月21日、平成26年5月23日) 都主催「認知症高齢者グループホーム整備事業事業者説明会」(平成25年5月24日・28日、平成26年5月28日) 「高齢者のすまいに関する施設整備費補助制度説明会(土地所有者向け)」(平成26年2月13日) <p>※平成24年度に引き続き、第3回目の土地所有者向け説明会を開催した。配布資料の改定等を行い、参加者は391名となった。</p> <p>説明会での周知に加え、認知症高齢者グループホーム整備事業審査委員会において、毎回参加区市町村に対し、オーナー型補助制度について周知を行った(平成25年度9回実施、平成26年度6回実施(平成26年12月末時点))。</p> <p>以上の結果、オーナー型補助制度を活用する自治体数が、平成26年度は、前年度と比較して10区市増加し、平成26年12月1日時点の都内認知症高齢者グループホームの整備実績は、550か所、定員9,236人となった。</p>	改善済

平成24年度包括外部監査 高齢者福祉に関する事業の管理及び財務事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-11 (54)	地域密着型サービス等重点整備事業促進の必要性について	<p>都は、地域密着型サービス等重点整備事業において、従来より様々な取組を実施しているところであるが、本制度の積極的な活用を図るため、今後とも、小規模多機能型居宅介護事業所について、弾力的な施設運営ができるように国に対して粘り強く提案要求するとともに、区市町村と事業者との協議を支援するなど区市町村と連携を図り、地域密着型サービス等重点整備事業を活用した地域密着型サービスの更なる供給促進を着実に実行されたい。</p>	<p>1 小規模多機能型居宅介護について、国への提案要求を以下のとおり実施した。（平成25年6月、平成26年6月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護について、利用定員上限を撤廃すること ・宿泊サービスの利用定員の規制を緩和すること ・宿泊室の空室について利用定員登録者以外の者が弾力的に利用できるようにすること <p>2 区市町村説明会を実施し、協議に当たっての留意事項やポイントについて説明することにより、区市町村担当者の支援を行った。（平成25年5月21日、平成26年5月23日）</p> <p>3 事業者向け説明会を実施し、制度概要や補助協議手順を説明して、区市町村と事業者との協議が円滑に進むよう支援を行った。（平成25年5月24日・28日、平成26年5月28日）</p> <p>4 補助協議に当たっては、チェックリスト等を活用し、区市町村との個別調整を全案件について実施した。（随時実施）</p> <p>5 整備促進に向け、平成26年度予算要求で「地域密着型サービス等重点整備事業」の区市町村補助率を1/2から1/4に変更を行うことで、区市町村の負担軽減を図った。 平成25年度末の都内小規模多機能型居宅介護事業所の整備実績は、147か所である。</p>	改善済
意見	1-12 (57)	ショートステイ整備費補助事業促進の必要性について	<p>都は、ショートステイ整備費補助事業において、従来より様々な取組を実施しているが、本制度の積極的な活用を図るため、区市町村が補助制度の内容や他事業との併設等ショートステイの様々な整備手法を熟知した上で運営事業者等からの相談に応じ、補助協議に円滑につなげることができるよう、区市町村に対し制度内容の周知徹底を行い、ショートステイの更なる供給促進を着実に実行されたい。</p>	<p>他の施設種別の説明会においてもショートステイ整備費補助制度を案内し、周知の機会を増やすとともに、より幅広い事業者に対する周知を以下のとおり図っている。また、全区市町村に参加を促し、欠席した区市町村に対しても資料を送付し、制度の周知徹底を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年3月8日 ショートステイ整備費補助制度説明会を開催 ・平成25年5月24日・28日 都市型軽費老人ホーム及び認知症高齢者グループホーム整備費補助制度説明会にて説明・周知 ・平成26年2月13日 都市型軽費老人ホーム及び認知症高齢者グループホーム整備費補助制度説明会にて説明・周知 ・平成26年3月4日 ショートステイ整備費補助制度説明会を開催 ・平成26年5月28日 都市型軽費老人ホーム及び認知症高齢者グループホーム整備費補助制度説明会にて説明・周知 <p>以上の取組により、予算執行率が向上した（平成24年度63.5%⇒平成25年度76.0%）。</p>	改善済

平成24年度包括外部監査 高齢者福祉に関する事業の管理及び財務事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-13 (60)	都市型軽費老人ホーム整備費補助事業促進の必要性について	<p>平成24年8月17日現在の都市型軽費老人ホームの開設状況を見ると、施設数12（達成率5.6%）、定員数191人分（達成率8.0%）となっており、平成24年度中の目標及び3年後の到達目標である将来計画における施設数及び定員数には未だ満たない。</p> <p>都として整備目標を掲げて推進している施策であることから、事業者や区市町村に対してより一層の制度の普及を図り、都市型軽費老人ホームの更なる供給促進を着実に実行されたい。</p>	<p>平成25年度から補助単価を増額するとともに、事業期間を平成28年度まで延長して整備目標の到達を目指している。</p> <p>整備促進に当たり、区市町村、事業者、土地所有者に対する説明会を実施し、補助事業制度の周知を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都主催「都市型軽費老人ホーム整備事業事業者説明会」（平成25年5月24日・28日、平成26年5月28日） ・都主催「特別養護老人ホーム等施設整備費補助制度概要説明会」（平成25年2月13日、平成26年3月6日） ・都主催「ショートステイ・有料老人ホーム施設整備費補助制度説明会」（平成25年3月8日、平成26年3月4日） ・都主催「高齢者のすまいに関する施設整備費補助制度説明会（土地所有者向け）」（平成25年3月27日、平成26年2月13日） ・都主催「在宅医療サポート介護支援専門員研修」（平成26年2月14日） <p>また、事業者向け、利用者向けパンフレット等を作成した。（説明会等で配付、HP掲載）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市型軽費老人ホーム 制度と補助事業（パンフレット 3,500部、リーフレット 2,500部印刷） ・都市型軽費老人ホーム 施設の特徴と事例（パンフレット 7,000部印刷） <p>【平成26年12月末現在】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○開設数 39か所、定員656人 ○補助内示決定数 52か所、定員869人 	改善済
意見	1-14 (63)	医療・介護連携型サービス付き高齢者向け住宅モデル事業について	<p>医療・介護連携型サービス付き高齢者向け住宅モデル事業は、急速な高齢化に伴い増加し続ける要介護高齢者や一人暮らし高齢者が地域で安心して暮らし続けられる住まいを充実させるため、事業者の参入を更に加速させる必要がある事業である。</p> <p>今後、医療と介護が効果的に提供されるサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進していくために、事業者が利用しやすい制度設計に向けて本事業を十分に検証されたい。</p>	<p>平成25年度に都内サービス付き高齢者向け住宅登録事業者を対象に、住宅・医療・介護事業者の連携状況や入居者の要介護度、サービス提供の状況等についてのアンケート調査や、モデル事業運営事業者等に対するヒアリングを実施した。</p> <p>現在、これらの結果等を踏まえ、モデル事業の検証結果をまとめており、医療・介護連携の在り方に関するガイドラインを作成中である。</p>	改善済

平成24年度包括外部監査 高齢者福祉に関する事業の管理及び財務事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
指摘	1-1 (64)	特別養護老人ホーム等整備費補助事業について	特別養護老人ホーム等を整備する場合、一定の施設設置基準を満足する必要があるが、運用の基準が明確でなかった。 特別養護老人ホーム等施設整備基本指針及び補助審査基準に照らして、整備計画について例外を認めるのであれば、どのような特別な事情があって合理的な理由があるのか、その判断の過程を当該補助審査基準等に明確に記録しておき、事後的に説明ができるように根拠を残すべきである。	平成25年7月に制定した「平成26年度特別養護老人ホーム等施設整備基本指針」において、合理的な理由を文書により求めることを明記した。 また、平成25年7月に補助審査基準を改正し、例外適用により「適」とする場合には、意見書を添付することを明記した。 補助審査基準は、補助金の交付申請及び実績報告時にも提出を求めており、これに意見書が添付されることで、事後的な説明根拠を残すことが可能となっている。	改善済
指摘	1-2 (68)	補助対象経費の見直しについて	現在の東京都施設開設準備経費助成特別対策事業等補助金交付要綱等では、補助対象の範囲を具体的に定めていないため、費用の選別は事業者に行われており、また、都においても申請された費用の選別が適切かどうかの判断を行っていない。 この結果、補助額確定の過程において、本来なら適切な費用を選別可能であったところ、事務手続上、十分な指導が行われていない。 都は、補助対象となる経費を見直し、交付要綱等にてその対象範囲を具体的に明らかにすべきである。 また、交付申請や実績報告として記載のある補助対象経費の具体的な内容を精査し、社会通念上補助対象としてふさわしいものであるかどうか慎重に判断すべきである。	1 実施要綱(平成25年4月10日付24福保高施第634号)及び交付要綱(平成25年4月10日付24福保高施第635号)を改正し、補助対象除外項目として「社会通念上適当と認められない経費に充てる場合」を明記した。 2 開設準備経費QAを改正し、補助対象除外項目として「アルコール類、奢侈品等」の具体例を示し、都のホームページにQAを掲載するとともに、平成25年2月18日付24福保高施第2066号により、各区市町村へ周知した。 3 平成25年1月以降に申請をした各事業者に対し、要綱及びQAが改正された旨説明し周知を図っている。	改善済

平成24年度包括外部監査 高齢者福祉に関する事業の管理及び財務事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-15 (70)	補助対象物件に係る現地調査等の必要性について	補助対象物件が開設施設に係る分であるかどうかの都による確認作業は、それが対象施設で実際に使用されているものであるかどうか、また現に使用されているものであるかどうかについては確認していない。 補助事業で要した支出のうち、一定金額以上の対象経費や書面審査の中で特に現物を確認した方が望ましいと判断した備品類等に関して、必要な現地調査を実施されたい。	1 平成25年4月以降、補助金交付申請及び実績報告において事業者用チェックリストを配付し、事業者に申請内容の整合性や適合性をあらかじめ確認させた上で申請を受け付けている。 2 現地調査については、特に高額な交付額である事業者に対し、実績報告書を基に、平成24年度事業に係る調査を平成25年4月16日に、平成25年度事業に係る調査を平成26年4月23日に実施した。	改善済
意見	1-16 (71)	補助金交付に係る実績報告の審査体制について	施設開設準備経費の補助事業において、申請段階の見込みと実績との違いがあった。 都は、施設開設準備経費に係る補助事業において、補助金交付額を決定する上で必要な確認資料を徴取すれば足りるが、事前の申請段階での予定見込みに対して実際に支出された額を確認するために、実績報告段階では実績調査書において実支出額の総額を記載させ審査することが望ましい。	1 平成25年1月以降の補助金交付申請においては、支出予定額の積算根拠資料(見積書等)により、積算額を具体化させるよう指導している。 2 平成25年1月以降の実績報告においては、事業者に対し、実支出額等の適正な記載を指導するとともに、内容の変更が見込まれる場合は、あらかじめ都担当と協議することとしている。	改善済

平成24年度包括外部監査 高齢者福祉に関する事業の管理及び財務事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-17 (73)	防火対策緊急整備支援事業について	<p>認知症高齢者グループホームなどの自力で避難することが困難な高齢者が多く居住する施設においては、スプリンクラー設置義務の有無にかかわらず、初期消火及び延焼の拡大防止等の対策を事前に講じておくことが入所者の安全を確保するために必要不可欠である。</p> <p>都は、スプリンクラー等防火設備の設置が義務付けられていない延床面積275㎡未満の施設等について、今後も引き続き当該制度を積極的に活用してもらい、既存施設の防火安全対策の強化を図り、もって施設入所者の安全を確保されたい。</p>	<p>1 スプリンクラー設置等の防火安全対策の実態調査を区市や消防と連携して実施した（平成25年2月から3月まで）。</p> <p>2 未設置の施設に対しては、区市や消防と連携して設置促進の働きかけを継続して実施した。また、東京消防庁と情報の共有化を図り、消防の立入調査に立ち会うなど従来以上に連携を強化した（平成25年2月から）。加えて、有料老人ホーム施設に関する連絡協議会において、新たに東京消防庁との意見交換の場を設けた（平成25年9月5日）。</p> <p>3 都補助金審査会においても防火安全対策の強化について、区市町村に対し事業者指導を引き続き周知した（平成25年度9回実施）。</p> <p>4 国への提案要求を継続して実施した。（平成25年6月・11月） ・補助単価（現行9千円/㎡）の引上げ。 ・新設施設についても補助対象とすること。 ・主として要介護状態の者を入居・宿泊させるもの以外の有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業者、軽費老人ホーム等についても補助対象とすること。 ・避難が困難な要介護者を主として入居・宿泊させる有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、軽費老人ホーム及び複合型サービス事業所、サービス付き高齢者向け住宅を消防法施行令上の設置対象に加えること。また、義務付けに当たっては、面積基準による区分はしないこと。</p> <p>5 東京消防庁主催防火管理者実務講習会において、防火設備の設置について、事業者に対し働き掛けを行った。（平成25年6月4日）</p> <p>以上の取組の結果、未設置8施設のうち、4施設が平成25年度中にスプリンクラーの設置を行った。</p> <p>平成26年度は、「高齢者施設等における防火安全体制の強化」を高齢社会対策部の進行管理事項とし、小規模多機能型居宅介護事業所等に対し、スプリンクラー等の設置状況調査を行うとともに、引き続き区市町村や消防所管と情報を共有しながら、防火安全対策の強化に向け連携して対応している。</p>	改善済

平成24年度包括外部監査 高齢者福祉に関する事業の管理及び財務事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
指摘	1-3 (75)	特別介護老人ホーム経営支援事業について	<p>特別介護老人ホーム経営支援事業のうち、努力実績加算430,937千円について、各法人の獲得ポイントに応じて配分されている。</p> <p>現状においては、ポイント加算の項目について根拠の確認は行われていない。</p> <p>今後は、適切な補助申請のためのマニュアルの整備や現地調査等による根拠の確認を実施すべきである。</p>	<p>1 申請書記載マニュアルの整備 申請書様式にポイントの取得要件や、添付を要する挙証資料の説明、これまでの申請誤りの例示などを記載したマニュアルを作成した（平成25年度作成、平成26年度一部改訂）。</p> <p>2 説明会の開催 上記マニュアルによる正しい記載や加算の意味・意図などを伝え、適正・適切な申請を行うよう施設の事務担当者向け説明会を開催した（平成25年6月28日、平成26年6月27日開催）。</p> <p>3 抽出による現地調査の実施（挙証資料添付の徹底） 平成25年2月に評価加算の新規取得5施設の現地確認を実施するとともに、評価加算ポイントが多かった7施設に対して挙証資料の追加を依頼した。平成26年度は全施設から挙証資料を求めるとし、平成26年2月に1施設の現地調査を実施した。</p> <p>4 申請誤り事例等のフィードバック 申請に当たってよくある問合せや、判断に悩む事項のQAを作成し、説明会資料に追加するとともに、毎年度更新を行っている。</p>	改善済

平成24年度包括外部監査 高齢者福祉に関する事業の管理及び財務事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
指摘	1-4 (77)	軽費老人ホーム(ケアハウス)運営費補助について	<p>軽費老人ホーム(ケアハウス)運営費補助金が交付されている施設に対する指導検査において、複数年にわたって指摘がなされている施設が見受けられた。</p> <p>施設所管課においては、施設検査の情報を活用するなど指導監査部との連携を強化し、基準を確実に遵守するよう指導すべきである。</p> <p>また、度重なる指導によっても改善が図られない場合には、施設の経営実態や入居者の状況等を踏まえ慎重に判断した上で、必要に応じて、補助要綱に規定されている補助金の一部又は全部を交付しない措置の適用も図るなどして、施設運営の適正化を指導すべきである。</p> <p>なお、一つの区市の区域内で事業を実施する社会福祉法人に対する検査権限が移譲された後は、法人に対する検査権限は区市、施設に対する検査権限は都となるが、指導が途切れることのないよう注意すべきである。</p>	<p>1 指導監査部との連携強化 懸案事項を有する施設については、詳細かつ緊密に指導監査部と情報交換・意見交換を行い、指導方針の共有化を図った。 また、共同で実地指導を行い、各々の所管において施設運営の適正化に向けた指導を継続して実施している。(平成26年8月「監査の実施結果について」を指導監査部より通知、「改善命令書」を9月に施設支援課より通知) なお、補助金の停止については、施設の経営実態や入居者の状況等を踏まえ、今後の指導の中で慎重に判断していく。</p> <p>2 法人指導権限移譲後の区市との連携 法人検査を行う区市と、施設検査を行う指導監査部及び施設支援課による合同検査(立会いを含む。)を実施し、緊密な連携の下に継続的な指導を継続して実施している。</p> <p>3 その他 施設向け補助制度のマニュアル作成及び都内全施設を対象にした補助制度説明会を開催した(平成25年3月14日、平成26年3月12日開催)。</p>	改善済

平成24年度包括外部監査 高齢者福祉に関する事業の管理及び財務事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
指摘	1-5 (79)	運営費補助金の過誤支給への対応について	<p>福祉保健局では、社会福祉法人等の運営に係る補助金について、監査委員監査(財政援助団体等監査)による補助金の過大支給や交付要綱等の見直しに関する指摘を毎年受けている。</p> <p>補助金の過誤支給を防ぐための仕組みとして、現在の審査の方法に加え、2年に1度のサイクルで社会福祉法人の監査を実施している指導監査部との連携強化、補助金額が多い団体や過去に不備があった団体に対するサンプル調査の実施、申請団体に対する過誤防止に向けた改善への動機付けなど、福祉保健局として補助金の過誤支給が発生する状況を改善するための取組を検討し、組織の内部において自ら要改善点を発見し対応策を講ずることで、事務処理の改善を体系的・継続的に実施すべきである。</p>	<p>1 申請書チェックマニュアルの整備 施設からの問合せや、これまでの申請誤りの例示など、より具体的な内容の記載マニュアルを作成し、チェックマニュアルとしても活用している。</p> <p>2 変更交付決定時の現地調査(挙証資料添付の徹底) 都内新規開設法人の施設等に対し、施設を訪問して挙証資料の確認等を行う現地調査を実施している。</p> <p>3 申請誤り事例等のフィードバック これまでの補助金審査の中で認められた誤り等について、上記マニュアルに反映させるとともに、QAを作成・整備することで、誤りの未然防止に向けた資料を施設にフィードバックしている。 なお、個別の取組は以下のとおり。 ・特別養護老人ホーム経営支援補助は指摘1-3参照 ・開設準備経費は意見1-15参照 ・軽費老人ホーム運営費補助は指摘1-4参照 【都市型軽費老人ホーム】 ・申請書類チェックマニュアルを整備するとともに、補助金の過誤支給を防ぐため、事業者を対象に運営費補助に係る事務説明会を開催した。(平成25年3月14日、平成26年6月18日) ・開設済みの施設を抽出し、運営費補助等に係る現地調査を実施した。(平成25年度:2施設、平成26年度:3施設)</p> <p>4 情報共有 指導監査部の検査結果通知に関する起案文書を高齢社会対策部に供覧するなど、情報共有を行っている。</p>	改善済

平成24年度包括外部監査 高齢者福祉に関する事業の管理及び財務事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-18 (80)	指導検査における実地検査過程の文書化の必要性について	「実地検査指導事項票」では、当日実際に検査した全ての項目や、指摘根拠となった資料等について一覧性がなく、次回検査時の参考資料として十分に活用されないおそれがある。 したがって、「実地検査指導事項票」をチェックリストとしても活用し、当日実地検査した項目・担当者・日付・資料の名称等を検査項目ごとに記載することなどにより、検査状況を一覧で確認することができるよう検討されたい。	指導検査における実地検査過程を明確にするとともに、次回検査時の参考資料として活用できるように、「実地検査指導事項票」の項目について見直しを図った。 これにより、実地検査時に確認した範囲、検査日、検査員氏名、指導事項、指摘根拠となった資料等、検査状況を確認できるようにした。 なお、見直し後の「実地検査指導事項票」については、平成26年2月の実地検査から試行的に使用を開始し、平成25年度実地検査終了後に試行状況の検証及びそれを踏まえて記録方法の検討を行い、平成26年5月からの平成26年度実地検査において本導入に至った。	改善済
意見	1-19 (81)	指導監査部の指摘事項に対する改善状況のモニタリングについて	指導監査部においては指導検査の結果について、ホームページで公表することを目的としてシステムを活用している。 一方、指摘事項の改善状況の進捗管理は各担当が文書により個別に行っており、システムを活用した一元的管理は行われていない。 したがって、指摘を受けた社会福祉法人における改善が完了されるまでの状況を適切に管理するため、システム改善により、モニタリングができるよう検討されたい。	平成25年度中に、以下のとおりシステム改修を実施した。 【改修内容】 各文書指摘事項について、改善状況確認完了までの処理期間中の経過状況を入力する項目を追加し、一覧として出力できる機能を持たせた。 それにより、システムを活用した進捗状況の管理が可能となり、平成26年度の指導検査より対応している。	改善済

平成24年度包括外部監査 高齢者福祉に関する事業の管理及び財務事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-20 (84)	営利法人が運営する介護事業に対する指導検査の充実の必要性について	都は社会福祉法人に対して、運営する施設及び事業所に加えて、法人自体に対しても指導検査を実施する権限を有しているが、営利法人やNPO法人に対しては、その施設及び事業所への指導検査は行っても、法人に対する権限は有していない。 定期的なチェックにより、重点指導すべき問題点を早期に発見する体制を構築することが望ましい。 現在、都では平成20年度から平成24年度までの5年間で、営利法人が運営するすべての介護保険施設等に対し監査を実施しているが、定期的なチェックにより、問題点を早期に発見するため、対象期間経過後もこれを継続して実施されたい。	1 具体的内容 平成25年度から、都内介護保険事業所及び介護保険事業を運営する法人に対して、書面検査による「運営状況等確認検査」を実施している。 また、書面検査の結果必要が認められた場合、実地検査を行っている。 書面検査は、指定期間である6年間に1回のサイクルで実施する計画である。 2 実施時期（検査実績） 平成25年度 書面検査 実施日7月30日 対象数3,163事業 実地検査 14事業 平成26年度 書面検査 実施日6月27日 対象数2,956事業	改善済
意見	1-21 (86)	特別養護老人ホーム等における事故発生件数の把握とフィードバックについて	平成23年度では施設における事故発生件数の報告依頼に対する回収率が48.2%及び55.1%と特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設共に著しく低下している。 都においては、報告結果に基づく統計分析や、事故発生防止のための施策立案、その結果に基づく各施設へのフィードバックを行われたい。 また、施設に対してフィードバックを行うことで本調査の意義を訴求しつつ督促を行うなど、一定の回収率を確保するための取組を実施されたい。 さらに、局内で関連する部署と情報共有を行い、広く施策立案の参考とされたい。	1 事故発生件数報告締切日の周知 平成25年4月下旬提出期限の平成24年度下半期報告分については、直前の3月末に督促文を発送、平成25年度提出分については、年度当初に締切日を周知するなどにより、いずれも翌年度の早い時期に、全ての特別養護老人ホーム及び老人保健施設から報告を受領した。 2 施設に対する集計結果のフィードバック 事故報告の集計結果を取りまとめ、平成25年11月7日、平成26年11月11日の感染症対策指導者養成研修において、事故防止研修を実施した。 3 関連部署への情報提供 事故防止研修開催に合わせて指導監査部等、関連する部署に情報提供した。 4 事故報告様式の見直し 平成26年度分から、事故報告の回収率の向上及び集計の整合性の確保と効率化のため、記入しやすく集計しやすい様式改定を実施した。	改善済

平成24年度包括外部監査 高齢者福祉に関する事業の管理及び財務事務の執行について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-22(88)	高齢者住宅支援員研修について	<p>高齢者住宅支援員研修について、平成20年度に319人であった受講者数が、その後適減しており、平成23年度では257人となっている。また、受講率についても、特に現任者研修は78%とやや低迷している。</p> <p>高齢者住宅支援員研修の受講者を向上させるために、都は初任者研修の募集活動を着実に実施するとともに、現任者研修の拡大等の研修方法の見直しを検討されたい。</p>	<p>平成24年度に以下の1と2を実施し、前年比42%増の365名(内訳:初任者研修289名(前年比48%増)、現任者研修76名(前年比23%増))の参加を得ることができた。</p> <p>1 初任者研修 これまでダイレクトメールの送付先を民間のマンション等にとどめていたが、より多くの受講者を集めるべく、UR都市機構及び東京都住宅供給公社への参加呼びかけや、都市整備局住宅政策推進部マンション課を通じたPR活動等を行った。</p> <p>2 現任者研修 定員を100名程度に拡大するとともに、開催案内に「申込をした方は必ず参加するよう」注意書きを設けた。 なお、高齢者住宅支援員研修は平成24年度に事業終了し、平成25年度以降は「見守りサポーター養成研修事業」において、集合住宅管理人等の地域住民を対象に見守りの担い手の育成に取組む区市町村を支援している。</p>	改善済
意見	1-23(90)	介護雇用プログラムについて	<p>介護雇用プログラムにおいて、社会福祉法人Aでは、研修の開始時期が遅延し、雇用者のうち8人が途中退職したため未修了となった。</p> <p>雇用開始後は、介護労働に従事させながら基礎的な実務知識・技能を習得させるとともに、サービスの実践力が高められるよう、早期に養成講座の受講機会を設けるよう指導することが望ましい。</p>	<p>事業者に対し、以下の対策を実施し、改善を図った。</p> <p>指導者及び相談者を定め、継続的な支援を行う体制を整備した(平成25年度)。</p> <p>雇用状況報告の際、養成講座受講状況報告書を併せて提出させ、早期に養成講座の受講機会を設けるよう指導した(平成25年度)。</p> <p>【平成25年度実績】 204名取得</p>	改善済

平成24年度包括外部監査 高齢者福祉に関する事業の管理及び財務事務の執行について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-24(92)	現任介護職員資格取得支援事業について	<p>現任介護職員資格取得支援事業について、都は平成23年度からの4年間で介護福祉士取得者を2,000人養成するとしており、平成23年度の申請者は1,206人、合格者は650人、合格率は53.9%であったが、参加事業所の割合がまだ低い。</p> <p>都はより多くの事業所で活用されるよう周知の方法を工夫して、都全体の介護サービスの向上を図るとともに、介護職員が安心して資格取得に取り組めるような環境づくりを支援されたい。</p>	<p>平成25年度から、事業者に対し、現任介護職員資格取得支援事業の周知と併せて、各事業所における介護福祉士資格取得の取組事例の紹介を行うことで、申請者数、合格者数及び合格率のいずれも実績が上がった。</p> <p>【平成25年度実績】 申請者 1,458人 合格者 990人 合格率 67.9%</p>	改善済
意見	1-25(94)	職場体験事業について	<p>職場体験事業について、都内の特別養護老人ホーム約400施設のうち、エントリーしているのは72施設、実際に受入れた施設は37施設であり、受入れを増やす余地がある。</p> <p>また、実施記録の分析から、他分野での経験を持つ中高齢者及び転職者をマッチングを通して確保できるなどの効果も認められる。</p> <p>人材確保に効果的であり、受入れ余地があると考えられるため、更に実施されたい。</p> <p>受入れを進めるため、社会福祉法人任せにせず、福祉人材の紹介窓口である福祉人材センターを活用して職場体験事業の紹介をするなどされたい。</p>	<p>平成26年度から、事業を東京都福祉人材センターへ委託することで、以下のとおり効果的に事業を実施している。</p> <p>1 受入事業所の募集に当たっては、サービス種別を拡大するとともに、プレスを活用し、広く周知することで、エントリー事業所数は、334事業所に増加している。</p> <p>2 体験者の募集に当たっては、プレスを活用するとともに、ポスター、チラシを人材センター、ハローワーク、区市町村、学校(大学、短大、高校)、公共施設、社会福祉協議会等に幅広く配布している。また、福祉人材センターが体験希望者と受入事業所のマッチングを行い、参加促進を図っている。</p> <p>【平成26年11月30日現在】 体験申込者数 759人 受入事業所数 286事業所</p>	改善済